

3. 地球規模課題への取組

(1) 環境・気候変動問題

環境問題についての国際的な議論は1970年代に始まりました。1992年の国連環境開発会議(UNCED、^{注22}地球サミット)、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)^{注23}、そして2012年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)での議論を経て、国際的にその重要性がより一層認識されてきています。

< 日本の取組 >

● 環境汚染対策

日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題等を解決するために活用しています。特に、急速な経済

また、G8、G20サミットにおいても、環境・気候変動は繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられており、首脳間で率直かつ建設的な議論が行われています。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいくべき課題です。

成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善(大気汚染対策、水質汚濁防止、廃棄物処理など)への支援を進めています。

カリブ広域

カリブ島嶼国における持続可能な廃棄物管理 本邦研修(2009年～2011年度にかけて数回実施)

カリブ島嶼国^{とうしよ}では、近年の経済発展と人口増加に伴い廃棄物も増加しており、多くの処分場で今後10年以内に残存容量がなくなると見込まれています。このため、廃棄物管理はカリブ島嶼国の優先課題として注目が高まっているものの、具体的な対策が進むには至っていません。

このような背景の下、日本、特に沖縄の廃棄物管理の技術・知識・経験をテーマにした研修が2009～2011年度にかけ、カリブ島嶼国8か国の26名に対して沖縄で実施されました。沖縄はカリブ島嶼国と似通った気候条件を有し、土地や流通が限られた島嶼であることから、リサイクル対象物の集積・搬出にコストがかかるといった課題に早くから対応しています。また、ビンを色ごとに分ける工程を加えることで異物の混入を減少させて一定の品質を保ち、リサイクルの際の価値を高めるなどの沖縄の取組は、行政機関と民間が密接に連携した環境教育とともに、研修員により各国に持ち帰られ、応用可能な事例として参考にされています。

具体的には、帰国した研修員らにより、研修で作成した廃棄物管理改善事業計画を活用し、関連省庁とNGO等の連携により、学校にプラスチック分別容器を設置し分別回収を推進する、生ごみ削減の一環で製造を開始したコンポスト(堆肥)を公園の緑化事業に使用するなど、各国で自立的な活動が展開され始めています。



廃棄物管理の研修にてごみの質を分析(写真: JICA)

注22 国連環境開発会議 UNCED: United Nations Conference on Environment and Development

注23 持続可能な開発に関する世界首脳会議 WSSD: World Summit on Sustainable Development

● 気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障を脅かします。人類にとって差し迫った課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致団結した取組の強化が求められています。

2011年末に南アフリカ・ダーバンで開催された国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)^{注24}では、すべての国が参加する新しい枠組みの構築に向けて、日本は建設的な提案を行い、積極的に議論に貢献しました。その結果、①将来の枠組みへの道筋、②京都議定書*第二約束期間の設定に向けた合意、③緑の気候基金*の設立、④カンクン合意*の実施のための一連の決定、という4つの大きな成果がまとめられました。「緑の気候基金」については、その基本設計が合意され、設立に向けて前進しました。日本は国際協力を通して地球温暖化対策により効果的に取り組むため、COP17の際に「世界低炭素成長ビジョン」を発表しました。これは、①先進国間の連携(温室効果ガスのさらなる排出削減に向けた技術革新への取組)、②途上国との連携(低炭素技術*の普及・促進、新たな市場メカニズムの構築)、③途上国支援(脆弱国への配慮)の3点から成り立っています。

このビジョンに基づき、日本は最大の温室効果ガス排出地域である東アジア首脳会議(EAS)^{注25}参加国地域において、低炭素成長モデルの構築・普及を目指す「東アジア低炭素成長パートナーシップ構想」を提唱し2012年4月に「東アジア低炭素成長パートナーシップ

対話」を東京で開催しました。この対話では、各国の低炭素成長戦略策定・実施、市場・技術の活用、多様な利害関係者のネットワークとしての「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」の構築について、域内で協力していくことで合意しました。また、アフリカ地域においても、TICADの枠組み^{ティカッド}でアフリカにおける低炭素成長に関する戦略を策定しています。さらに、島嶼国^{とうしょ}の間では、「島嶼国向け気候変動政策対話」を2012年7月に開催し、気候変動および低炭素成長に関して幅広い意見交換を行いました。

そのほか、日本は2009年12月、気候変動対策に関する2012年までの途上国支援として、それに取り組む途上国や気候変動の影響に対して脆弱な途上国を対象に、約150億ドルの支援を表明しており、2012年末までに132億ドル以上の支援を実施しました。さらに、途上国の低炭素成長に貢献する仕組みとして、「二国間オフセット・クレジット制度」*を提唱・推進しています。これは、グリーン開発メカニズム*を補完するものとして、低炭素技術の提供などによって相手国の温室効果削減に貢献し、技術を提供した国の削減目標達成に活用する制度です。日本は早期の運用開始を目指して、インドネシアなどのアジア諸国との間で協議や実証事業を進めています。2013年1月8日には、他国に先駆けてモンゴルと本制度を開始する文書に署名しており、今後はプロジェクトの実施や必要な支援を進める一方、他国とも本制度に関する協議や実証事業を進めていきます。

*用語解説

京都議定書

1997年に京都で開催されたCOP3で採択された、温室効果ガスの排出削減義務等を定めた法的文書。国連気候変動枠組条約で規定されている先進国および経済移行国における温室効果ガス排出量を1990年と比較し、2008～2012年の5年間で一定数値削減することを義務付けたもの。日本は6%の削減義務を負う(第一約束期間)。2013年以降については第二約束期間と呼び、2011年のCOP17で日本はこれに参加しないことが決定された。

緑の気候基金(GCF: Green Climate Fund)

途上国による温室効果ガス排出の削減や、気候変動の影響に対する適応策を支援するため、COP16での「カンクン合意」で設立が合意された新たな基金。

カンクン合意

COP16で採択された2013年以降の気候変動対策の国際的枠組みの基礎となり得る、包括的でバランスのとれた合意。工業化以前からの気温上昇を2度以内に抑えることを呼びかけるとともに、前年のCOP15に基づいて、各国が提出した削減目標・行動を国連文書にとりまとめて留意し、各国の気候変動対策の実施状況の測定・報告・検証に関するガイドラインを検討すること、また緑の気候基金を設立することなどに合意した。

低炭素技術

炭素(二酸化炭素)の排出が少ない環境技術。日本はこの分野で優れた技術を有しており、これを活用し、高効率な発電所、持続可能な森林経営、省エネ・再生可能エネルギーの促進・制度整備、廃棄物管理の支援を通じて、二酸化炭素の排出量を削減する取組を行っている。

グリーン開発メカニズム

京都議定書によって導入された、各国の温室効果ガス排出削減目標を達成するための手段。途上国での温室効果ガス排出削減量を、自国の排出削減目標を達成するために利用することのできる制度。

二国間オフセット・クレジット制度

温室効果ガス削減につながる技術・製品・システム・サービス・インフラ等の途上国への提供等を通じた、途上国での温室効果ガスの排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本の削減目標達成に活用する仕組み。

注24 条約の締約国会議 COP: Conference of Parties

注25 東アジア首脳会議 EAS: East Asia Summit EAS参加国: ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、米国、ロシア

東アジア地域における低炭素成長の実現に向けて

日本の取組

気候変動対策に関する2012年までの途上国支援(短期支援)として、東アジア地域に100億ドル以上の支援を実施

(2012年10月末時点)

防災対策	森林対策
<p>気候変動の影響に伴う洪水や干ばつ、台風等自然災害に対処するための能力を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フィリピンにて台風被害が深刻な場所で、洪水制御施設や道路・橋梁等のインフラ修復や補強 ● カンボジアにて洪水による浸水被害の抑制のため、排水設備の整備・改善 ● ベトナムにて衛星情報を活用した気候変動対策の推進 ● カンボジア、ラオス、フィリピン、ベトナム、インドネシアにて自然災害対処能力向上支援 	<p>持続可能な森林利用および保全のため、森林資源の把握、森林管理計画の策定、植林等を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フィリピンにて住民参加型の森林管理計画 ● ベトナム、インドなどで植林計画 ● カンボジア、ラオス、ベトナム、タイ、インドネシアで森林保全計画
 <p>カンボジア 洪水による浸水被害を抑制</p>	 <p>フィリピン ネグロス島の海岸。マングローブの植林は洪水対策となる</p>
再生可能エネルギー	省エネルギー
<p>太陽光・地熱・水力などの再生可能エネルギーの導入を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア、ラオス、フィリピンにて太陽光発電導入 ● インドネシアの地熱発電 ● インドの再生可能エネルギー開発公社との協力 ● 貿易保険を活用して官民で協力してベトナム水力発電建設プロジェクトを実施 	<p>省エネ設備の導入を推進するとともに、ソフト面での技術協力等を実施。また、都市化が進む諸国では低炭素型都市を目指した協力も実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ベトナム、インドネシア等で、省エネ法・基準の導入などでの協力 ● インドネシアにてクリーンコール技術を活用した石炭火力発電建設設備の支援 ● タイやインドにてメトロの導入に向けた支援（大気汚染の改善、温室効果ガスの削減）
 <p>インドネシア 地熱発電事業の掘削基地</p>	 <p>インド デリーメトロ</p>

● 生物多様性

2010年10月に、愛知県名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)およびカルタヘナ議定書*第5回締約国会議(COP-MOP5)^{注26}が開催されました。この会議で、生物多様性条約を効果的に実施するための2011年以降の世界目標である「愛知目標(戦略計画2011-2020)」*、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)^{注27}について各締約国が具体的に実施すべき措置を規定した「名古屋議定書」*、そして遺伝子組換え生物により生態系に損害が生じた場合の責任の範囲や対応措置を規定した「名古屋・クアラルンプール補足議定書」*が採択されました。また、「愛知目標」の達成を目指す開発途上国の取組を支援するため「いのちの共生イニシアティブ」として、2010年から3年間で生物多様性の保全に役立つ分野に対し、総額20億ドルの支援を発表しました。なお、日本は、名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援するために地球環境ファシリティ(GEF)^{注28}への名古屋議定

書実施基金(NPIF)^{注29}の設立を主導し、2011年に10億円を拠出しています。

今後、これらの目標に向かって着実に取り組んでいくことにより、生物多様性を保全し、持続可能な利用を確保していくことが極めて重要です。



苗木を村に運んで植林をする少年たち(写真:飯塚明夫/JICA)

生物多様性



United Nations Decade on Biodiversity

生物多様性とは、地球上のたくさんの生き物と、それらがつながってバランスが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へ伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのことをいう。

生物の多様性

生態系の多様性



森林、湿原、河川、サンゴ礁など、様々な環境があること

種間の多様性



動物、植物、細菌、微生物まで、多くの生物種がいること
(地球上の推定生物種:500万~3,000万種)

種内の多様性



乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体など、同じ種の中でも個体ごとに違いがあること

生物に国境はなく、世界全体で生物多様性の問題に取り組むことが必要ことから、「生物多様性条約」がつけられました。その目的:①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分先進国から途上国への経済的・技術的な支援により、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を行っています。

注26 議定書の締約国会議 MOP: Meeting of the Parties
注27 遺伝資源へのアクセスと利益配分 ABS: Access and Benefit-Sharing
注28 地球環境ファシリティ GEF: Global Environment Facility
注29 名古屋議定書実施基金 NPIF: Nagoya Protocol Implementation Fund

*用語解説

カルタヘナ議定書

2003年に発効。国境を越えた遺伝子組換え生物が自然界に放出されて、生物多様性の保全および持続可能な利用に悪影響を及ぼすのを防止するため、安全な移送、取扱い、利用について、十分な保護を確保するための措置を規定。

愛知目標(戦略計画2011-2020)

「ポスト2010年目標」とも呼ばれている。中長期目標として「2050年までに人と自然の共生の実現」を、短期目標として2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動を実施することを掲げ、「少なくとも陸域17%、海域10%が管理され、かつ保全される」など20の個別目標を採択。

名古屋議定書

ABS(遺伝資源へのアクセスとその利用から得られる利益の配分)に関する議定書。遺伝資源(医薬品や食品の開発につながる動植物や微生物)の利用から生じる利益を、資源提供者へ衡平に分配することを、先進国を中心とする資源利用者に求める。

名古屋・クアラルンプール補足議定書

遺伝子組換え生物の輸出入により、生物多様性の保全などへ悪影響が生じた場合、「責任と救済」(誰が責任を負うのかを特定し、この責任事業者に対して損害の防止策や原状回復などの対応措置を求めること)を規定。

ガボン

野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全

SATREPS^[注30] 地球規模課題対応国際科学技術協力(2009年9月~実施中)

アフリカ中央部にあるコンゴ盆地は、アマゾンに次ぐ世界第二位の面積の熱帯林が広がる生物多様性に富んだ地域です。しかし、森林伐採などによる熱帯林の減少が懸念され、この地域の森林・生態系の保全が強く求められています。

ガボンはコンゴ盆地の中でも特に高い森林率を有し、生物多様性が高く、固有種が多く生息する地域です。ガボン政府は、自国の持つ豊かな生態系を守るため、国土面積の10%以上を占める地域を13の国立公園として指定し、エコツーリズムの導入などの取組を進めています。しかし、保全活動に必要な熱帯林生態系についての科学的データが十分に収集・分析されていませんでした。

日本は、京都大学を日本側の研究代表機関として、同大学とも長年研究協力を行っているガボン国立熱帯生態研究所と共に、ゾウやバツファロー、ゴリラ、チンパンジーなど大型ほ乳類が生息する、同国南部のムカラバ・ドウドウ国立公園で活動を行っています。このプロジェクトでは、生息する動植物の種類や現存量を調査し、科学的データに基づいて生物多様性の保全、人と野生生物の接触により発生する人獣共通感染症の予防、持続可能な方法によるエコツーリズムの促進などを目標とした支援を行い、ガボン政府による生物多様性保全の取組に貢献しています。(2012年12月時点)



研究者のキャンプサイトに現れたゴリラ(写真: JICA)

チュニジア

乾燥地生物資源の機能解析と有効利用

SATREPS(2010年5月~実施中)

チュニジアの乾燥地・半乾燥地に育成するオリーブ、ブドウ、および薬効植物等には、極度の乾燥などの過酷な環境を生き抜くための機能が備わっています。これらの植物の中には、ユニークな薬用機能成分が含まれていることが、現地の食文化や民間伝承で分かっていたのですが、現地では機材も乏しく、機能の科学的な研究は行われていませんでした。このプロジェクトでは、これらの植物の機能解析と有効利用のための研究開発を行い、これを科学的に裏付けるデータを、次々と明らかにしつつあります。

日本は、筑波大学・北アフリカ研究センターを中心に、チュニジアの各研究機関と共同で、機能解析や食品・医薬品開発の可能性検証だけでなく、チュニジア国内の植物遺伝資源の保全につながる研究活動も同時に進めています。これらの植物に含まれる機能成分が特定されることで、将来、がん、動脈硬化、アルツハイマー病予防、アレルギー抑制、美白、肥満防止などに効果のある機能性食品・薬用化粧品・医薬品の開発に結びつくことが期待されます。また、研究結果を基に機能性の高い医薬品や健康食品の生産開発に利用できれば、生産者や加工業者の収入向上に貢献することも可能となります。(2012年12月時点)



国立乾燥地研究所にて現地薬効植物を調査(写真: JICA)

注30 地球規模課題対応国際科学技術協力 SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development

(2) 感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人の健康のみならず、開発途上国の経済社会発展に影響を与える深刻な問題です。HIV/エイズと結核に同時に感染する重複感染や、従来の薬が治療効果を持たない多剤耐性・超多剤耐性の結核などの発生で、より深刻さを増していることも大きな問題です。また、新型インフルエンザや結核、マラリアなどの新興・再興感染症*への対策や最終段階にあるポリオ根絶に向けた

取組を強化することも引き続き国際的な課題です。

さらに、シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの「顧みられない熱帯病」*には、世界全体で約10億人が感染しており、^[注31] 開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

< 日本の取組 >

● 三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)

日本は「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)」を通じた支援に力を入れています。世界基金は2000年G8九州・沖縄サミットで、感染症の対策を初めて議論したのをきっかけに設立された、三大感染症対策の資金を提供する機関です。日本は同基金の生みの親として、2002年の設立時から資金支援を行ってきました。2010年9月のミレニアム開発目標(MDGs)国連首脳会合において、日本は世界基金に対して当面最大8億ドルを拠出することを表明し、さらに世界基金設立10周年を迎えた2012年1月には、ダボス会議(スイスのダボスで開催される世界経済フォーラム)において、世界基金に対する支援を引き続き行うことを改めて表明しました。日本は世界基金設立から2012年7月までに約16億ドルを拠出しました。この支援により、これまでに救われた命は650万人以上と推計されています。また、世界基金の支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的に実施されるよう、二国間支援でも補完できるようにしています。保健システムの強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強めるよう努力しています。

二国間援助を通じたHIV/エイズ対策として、日本は新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングを普及し、HIV/エイズ治療薬の配布システムを強化する支援などを行っています。特に予防についてより多くの人に知識や理解を広めることや、感染者・患者のケア・サポートなどには、アフリカを中心に「エイズ対策隊員」と呼ばれる青年海外協力隊が精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、「ストップ結核世界計画2006-2015年」^[注32]に基づき、世界保健機関(WHO)が指定する結核対策を重点的に進める国や、蔓延状況が深刻な国に対して、感染の予防、早期の発見、診断と治療の継続といった一連の結核対策、さらにHIV/エイズと結核の重複感染への対策を促進してきました。2008年7月に外務省と厚生労働省は、JICA、財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本と共に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表し、日本が自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、国民が連携して、世界の年間結核死者数の1割(2006年の基準で16万人)を救済することを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んできました。2010年にWHOが「ストップ結核世界計画2011-2015年」として改訂したことに合わせ、2011年に「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を改訂し、新たな国際保健政策の下で、引き続き国際的な結核対策に取り組んでいくことを確認しました。

乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについては、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援したり、国連児童基金(ユニセフ)との協力による支援を行っています。



殺虫剤に浸した蚊帳は、マラリア予防の有効な手段の一つ。供与された蚊帳を設置するニジェールの人々(写真: JICA)

注31 (出典) WHO "10 facts on neglected tropical diseases" http://www.who.int/features/factfiles/neglected_tropical_diseases/en/index.html

注32 ストップ結核世界計画 Global Plan to Stop TB 2006-2015

● ポリオ

日本は、根絶に向けて最終段階を迎えているポリオについて、ポリオ常在国(ポリオが過去に一度も撲滅されたことのない国で、かつ感染が継続している国)であるナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国を中心に、主にUNICEFと連携してポリオ撲滅計画等を支援しています。また、パキスタンでは、2011年8

月に民間のゲイツ財団と連携して、約50億円に及ぶ円借款を通じ、全国の5歳未満の子どもたち約3,200万人に対するポリオ・ワクチン接種活動を支援しています。さらに、2011年の10月には、ゲイツ財団等と協力して、世界ポリオ・デー関連イベントを東京で開催しました。

● 顧みられない熱帯病

日本は、1991年から、世界に先駆けて「貧困の病」ともいわれる中米諸国のシャーガス病対策に本格的に取り組み、媒介虫対策の体制を確立する支援を行い、感染リスクを減少することに貢献しています。フィラリア症につい

ても、駆虫剤を供与し、多くの人に知識・理解を持ってもらうための啓発教材を供与しています。また、青年海外協力隊による啓発予防活動などを行い、新規患者数の減少や病気の流行が止まった状態の維持を目指しています。

● 予防接種

予防接種は感染症疾患に対して、安価で効果的な手段であることが証明されており、毎年200万～300万人以上の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。^(注33) 開発途上国の予防接種率を向上させることを目的として2000年に設立されたGAVIアライアンス*に対して、日本は2011年に初の

拠出となる930万ドルの支援を行いました。GAVIを通じた支援により、2011年までに救われた命は591万人と推計されており、さらにMDGs達成期限である2015年までに約400万人の命を救うことができると見積もられています。



現地のスタッフに喀痰塗抹検査の指導をする日本人専門家 (写真: JICA)



時には戸別訪問をして、マラリア予防のために蚊帳の使用と修理方法などを伝える啓発活動を行うブルキナファソの青年海外協力隊 (写真: 飯塚明夫/JICA)

* 用語解説

新興・再興感染症

新興感染症: SARS (重症急性呼吸器症候群)・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症。
再興感染症: コレラ、結核などのかつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきたもの。

顧みられない熱帯病

シャーガス病、デング熱、フィラリア症などの寄生虫、細菌感染症等を指す。感染者は世界で約10億人に上り、その多くが予防、撲滅可能であるにもかかわらず、死亡に至るケースがある。また感染者が貧困層に多いなどの理由で社会的関心が低いため、診断法、治療法、新薬の開発や普及が遅れている。

GAVIアライアンス(ワクチン予防接種世界同盟 GAVI : the Global Alliance for Vaccines and Immunization)

57か国(2012年7月現在)の開発途上国を対象として、予防接種の普及に取り組む官民パートナーシップ。加盟国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、NGOが連携して運営する。

注33 (出典)WHO "Health topics Immunization" <http://www.who.int/topics/immunization/en>

ミャンマー

主要感染症対策プロジェクト 技術協カプロジェクト(2005年1月～2012年1月／2012年3月～実施中)

ミャンマーでは、マラリア、結核が死因の第1位、2位となっており、HIV/エイズについても感染者は33万人を超え、これら3つの感染症への対策が差し迫った課題となっています。このプロジェクトではミャンマーの医療・行政関係者の能力向上を支援し、これら疾病の感染防止対策に貢献しています。結核については、患者発見および治療活動、検査技師指導、住民参加型の保健教育活動、民間病院、薬局やコミュニティとの連携促進を行っています。マラリアについては、コミュニティベースでのマラリア対策の実施(早期診断・迅速治療)や、マラリアの主要な治療薬への耐性を持ったマラリアの封じ込め支援、蚊帳や診断キットの供与、治療薬の普及に貢献しています。HIV/エイズについては、血液検査に関する技術指導や、献血者などへの啓発活動、その他の性感染症を含む検査能力等の向上やデータ管理および分析能力の改善に努めています。

また、ミャンマーでは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)による支援が2005年に一旦停止したため(2011年から再開)、マラリア対策の医薬品を効率的に供給することができなくなりました。そのため、日本は上記のプロジェクトを通して培ってきた知識・経験や、医薬品の供給を円滑に行うための管理システムを世界基金による実施事業に提供する形で協力しています。このように世界基金との連携により、ミャンマーでの感染症対策がさらに効果を上げることが期待されます。

(2012年12月時点)



ゾウに乗せて、マラリア対策の蚊帳を僻地に届ける (写真: JICA)

ニカラグア

シャーガス病対策プロジェクト 技術協カプロジェクト(2009年9月～実施中)

シャーガス病は中南米特有の寄生虫症で、感染経路にはサシガメという吸血性カメムシ(昆虫)が媒介して人間に感染する媒介虫感染、輸血などによる血液感染、そして母親から胎児への母子感染があります。病気が進行すると治療がなく、10～20年後には心臓疾患等で死に至ることもあります。中南米に広く分布しており(感染者数推定750万人以上)、ニカラグアでは総人口約587万人のうち、少なくとも5万人の感染者が存在すると推定されています。媒介虫のサシガメは土壁や藁葺きでできた家屋に好んで生息するため、感染する恐れのある人の多くがそのような家屋に居住する貧困層となっています。

本プロジェクトは、これまでグアテマラやホンジュラスなど中米の国々で培ってきた知識・経験を活用し、ニカラグア北部5県において、媒介虫による感染を持続的に制御することを目標として、①サシガメの生息状況を把握するための調査能力(血液検査・昆虫学的調査)、②サシガメの家屋内での繁殖を防止するための殺虫剤散布の運営管理能力、③サシガメを発見したら保健所に連絡するなど、住民と行政が連携したシャーガス病監視システムの運営管理能力、④サシガメが潜む環境を家屋内外からなくすための住居・衛生環境の改善などの技術指導や啓発活動を通じて、住民のシャーガス病予防能力、の4つの能力の強化を中心とした支援を実施しています。(2012年12月時点)



シャーガス病対策について話し合うメンバー (写真: JICA)

(3) 食料

栄養不足人口は、国連食糧農業機関(FAO)・IFAD・WFP共同の報告によると、1990年以降減少傾向にありますが、2007～2008年以降鈍化し、2010年から2012年の間、約8億6,800万人(推計値)が慢性的な栄養不足に苦しんでいるとされています。依然として高い水準であり、紛争、自然災害の発生や食料価格の高騰により、食糧支援の必要性は高まっています。また、社会的セーフティー・ネット(人々が安全で安心して暮らせる仕組み)の確立や栄養状態の改善、食料増

産による需給バランスの改善、家畜の感染症への対策など、食料安全保障(すべての人が十分な食料を得る権利を持つことへの保障)を確立するための国際的な協調や多面的な施策が求められています。

FAOによると、今後これらの十分かつ適切な対策が取られれば、MDGsが掲げる「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準(23.2%)の半数(11.6%)に減少させる」という目標の達成に向けては、達成の範囲内(2012年時点で14.9%)と見られています。

< 日本の取組 >

このような状況を踏まえ、日本は、食糧不足に直面している開発途上国からの要請に基づき食糧援助を行っています。2011年度には、二国間食糧援助として13か国に対し計49億円の支援を行いました。

国際機関を通じた二国間支援では、主に国連世界食糧計画(WFP)を通じて、緊急食糧援助、教育の機会を促進する学校給食プログラム、食料配布により農地や社会インフラ整備などへの参加を促し、地域社会の自立をサポートする食糧支援などを実施しています。

2011年には世界各地で実施しているWFPの事業に総額約2億8,186万ドルを拠出しました。

また日本は、開発途上国が自らの食料の安全性を強化するための支援を行っています。□蹄疫^{こうていえき}などの国境を越えて感染が拡大する動物の伝染病について、越境性感染症の防疫のための世界的枠組み(GF-TADs)^(注34)など国際獣疫事務局(OIE)やFAOと連携しながら、アジア・太平洋地域における対策を強化しています。

中央アフリカ

国内避難民およびスーダン/コンゴ民主共和国からの難民に対する食糧支援 対WFP拠出(2011年1月～2011年10月)

日本は国連世界食糧計画(WFP)と協力して、中央アフリカにおいて度重なる政情不安の影響で、国内避難民となることを余儀なくされている人々に対し、食糧支援を行っています。同国は資源が豊富であるにもかかわらず、経済は低迷しており、インフラの整備も乏しく、世界で最も貧しい国の中の一つです。国内避難民の数は18万人、隣国のチャドやカメルーンで暮らす中央アフリカ難民も14万人に上るといわれています。多くの人々が土地を離れたため、農業も後退しており、食料不足は深刻です。紛争の影響を受けた人々の生活の復旧・復興を目指す中、日本の支援は栄養不良の5歳以下の子どもや妊婦、授乳期の女性の栄養強化プログラムにも役立てられています。

また、中央アフリカには治安の悪化に伴い祖国を逃れた隣国のスーダンやコンゴ民主共和国からの難民がおよそ2万人います。日本はWFPを通じ、難民への命をつなぐための食糧支援も実施しています。

難民キャンプに到着し、登録を済ませた難民の家族にはまず、とうもろこしの粉、豆、食用油、塩などの1か月分の食料が支給されます。日本の支援により、約6万人の国難避難民、ならびに約1万4,000人の難民に食糧支援を行うことができました。

2008年に実施された第4回アフリカ開発会議(TEICAD IV)^{ティカッド}において、日本はアフリカ諸国の農業・食糧分野における取組への協力も強化することを表明しています。この支援はそれを具体化するものです。



日本の支援で届いたトウモロコシの粉の配給を受け取りに来たスーダン難民の母と子(写真: WFP)

注34 越境性感染症の防疫のための世界的枠組み GF-TADs: Global Framework for Progressive Control of Transboundary Animal Diseases

(4) 資源・エネルギー

開発途上国では、電気が供給されていない地域の人々が約13億人もいます。^{〔注35〕}これは世界の人口の20%に相当します。電気やガスなどの電力供給のエネルギー・サービスの欠如は、産業の発達を遅らせ、雇用機会を失わせ、貧困をより一層進ませ、医療サービ

スや教育を受ける機会を制限するといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーを確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備を支援しています。



アラブ首長国で開催された国際再生可能エネルギー機関総会で発言を行う城内実外務大臣政務官

資源国に対しては、その国が資源開発によって外貨を獲得し、自立的に発展できるよう、鉱山周辺のインフラ整備など、資源国のニーズに応じた支援を行っています。日本はこうした支援を通じて、開発途上の資源国との互恵的な関係の強化を図り、また、企業による資源の開発、生産や輸送を促進し、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に努めます。国際協力銀行（JBIC）^{〔注36〕}、日本貿易保険（NEXI）^{〔注37〕}、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）^{〔注38〕}による支援に加え、日本のODAを資源・エネルギー分野で積極的に活用していくことが重要です。

また、日本は、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）^{〔注39〕}を積極的に支援しています。EITIは、石油・ガス・鉱物資源等の開発において、採取企業が資源産出国政府へ支払った金額を、政府は受け取った金額を報告し、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みです。36の資源産出国と日本を含む多数の支援国、採取企業やNGOが参加し、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進することを目指しています。

注35 （出典）国際エネルギー機関「2011年世界エネルギー展望」（2009年時点の推定）

注36 国際協力銀行 JBIC：Japan Bank for International Cooperation

注37 日本貿易保険 NEXI：Nippon Export and Investment Insurance

注38 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 JOGMEC：Japan Oil, Gas and Metals National Corporation

注39 採取産業透明性イニシアティブ EITI：Extractive Industries Transparency Initiative

インドネシアでは近年の経済成長に伴い、人口・産業が集中しているジャワ島やスマトラ島を中心に電力需要が急速に増加しており、早急な電力供給能力の増強を必要としています。この状況に対して、インドネシア政府は電源開発を短期的に集中して実施する計画を策定し、特に、国内に多くの埋蔵量が確認されている石炭を利用した火力発電所の開発を積極的に進めています。一方で、インドネシアは気候変動対策への取組も強化しており、2020年までに温室効果ガスの排出量を大幅に削減する目標を掲げています。このため、インドネシア政府は、石炭の効率的な利用により温室効果ガスの排出を抑制して、環境負荷を軽減させる技術であるクリーンコールテクノロジー（CCT）*の導入を目指しています。

CCT分野で優れた技術を持つ日本は、インドネシアからの協力要請を受け、日本の技術・知識・経験を活かしつつ、CCT導入ロードマップ(行程表)の策定、教育訓練を通じた人材育成、モデルとなる石炭火力発電所開発の予備調査などの協力を実施しました。この協力を通じて、インドネシアにおける安定的な電力確保と気候変動対策の両面に貢献するとともに、日本の技術の普及、さらには日本の電力インフラ輸出の促進にも役立てられることが期待されます。(99ページ参照)

※ クリーンコールテクノロジー：石炭を燃やす際に発生する二酸化炭素や有害物質を減らし、環境にやさしい石炭活用を行うための技術。石炭の採掘から、発電所等での燃焼時、燃焼後の灰処理の段階にわたる広い範囲で活用される。



インドネシアのCCT導入の最新の動向を紹介したセミナーには、民間企業も数多く参加した(写真: JICA)



タンザニアのTANESCO Training Schoolにて模擬変圧器の前でカウンターパートと訓練計画について議論するJICA専門家(写真: 久野真一/JICA)

(5) 防災と災害援助

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水、土石流などによる災害は、単に多くの人命や財産を奪うばかりではありません。災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、災害難

民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会の仕組み全体に深刻な影響を与えています。

< 日本の取組 >

日本は、地震や台風など過去の自然災害経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的に支援を行っています。2005年には、神戸で開催された第2回国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

また、この会議において、日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度の構築、人づくり、経済社会基盤の整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」を自らの努力で成し遂げることができるよう積極的に支援していくことを表明しました。

● 国際緊急援助

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国の政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては、国際緊急援助隊の①救助チーム(被災者の捜索・救助活動を行う)、②医療チーム(医療活動を行う)、③専門家チーム(災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う)、④自衛隊部隊(大規模な災害が発生し、特に必要があると認められる場合に派遣される)の4つがあります。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外6か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、発電機、毛布などを常に備蓄しており、災害が発生したときにはすぐに被災国に物資を供与できる体制にあります。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関・赤十字に

2012年の7月3、4日、被災地である東北3県で「世界防災閣僚会議in東北」を開催し、防災の主流化・強靱な社会の構築の必要性、人間の安全保障の重要性、ハード・ソフトを組み合わせた防災力最大化の必要性、幅広い関係者の垣根を越えた連携の必要性、気候変動・都市化などの新たな災害リスクへの対処の重要性などを確認し、これらを総合的に推進していく「21世紀型の防災」の必要性を世界に向けて発信しました。また、21世紀型防災を実際に推進していくために、ポストMDGsへの防災の位置付け、および、本会議の成果を踏まえたポスト兵庫行動枠組の策定の必要性を各国と確認しました。

また、今後3年間で30億ドルを防災分野で資金提供することを表明しました。

対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。

2011年度においては、ロシア、タイに対して計5チームの国際緊急援助隊を派遣し、カンボジア、ベトナム、フィリピン、モザンビークなど18か国に対して計19件の緊急援助物資の供与を行いました。また緊急無償資金協力については、2011年度に災害緊急援助として、パキスタン、タイ、トルコ等の計12か国に対し約41億円、民主化支援としてキルギス、イエメン、ギニアビサウに対し約1.6億円を供与しました。

特に、タイにおける洪水被害に対しては2011年10月に、2回にわたり合計5,500万円相当の緊急援助物資(救援ボート用船外機等)を供与するとともに、国際緊急援助隊専門家チーム(上水道、地下鉄、空港施設の洪水対策専門家)を派遣、11月には緊急無償資金協力を実施し、国際緊急援助隊専門家チーム(排水ポンプ車チーム)を派遣しました。(詳しくは43ページ参照)



ニュージーランド地震の被災地で捜索活動を行う日本の国際緊急援助隊救助チーム（写真：JICA）

● 国際機関等との連携

日本は、2006年に設立された「世界銀行防災グローバル・ファシリティ」^{〔注40〕}への協力を行っています。このファシリティ（基金）は、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定のための能力向上および災害復興の支援を目的としています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と世界銀行など防災にかかわる国連機関が一堂に会しました。この総会で、防災への取組を議論する場として、「防災グローバル・プラットフォーム」の設置が決定され、2007年6月に第1回会合が開催されました。日本は、この組織の事務局である国連国際防災戦略（UNISDR）^{〔注41〕}事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、UNISDRの兵庫事務所が設置されました。

2011年5月には、スイスのジュネーブにて防災グ

ローバル・プラットフォームの第3回会合が開催され、世界各国から168か国および25の国際機関、65の民間団体・NGO等から2,600名以上が参加しました。日本は第3回国連防災世界会議を日本で開催する用意があることを表明しました。

神戸での第2回国連防災世界会議から7年が経過していることから、日本は、防災グローバル・プラットフォーム会合の場も活用しながら、国際社会における防災活動の基本的な指針となる兵庫行動枠組のフォローアップに積極的に取り組んでいます。

また、ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）^{〔注42〕}に対して、通信設備の支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

注40 世界銀行防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注41 国連国際防災戦略 UNISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction

注42 ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）AHA Centre: ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

アルメニア

地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト 開発計画調査型技術協力(2010年8月～2012年10月)

アルメニアはアルプス・ヒマラヤ造山帯に位置する国で、日本と同じく、常に地震の脅威にさらされています。特に、1988年に発生した北西部スピタク市付近の地震(マグニチュード6.7)は2万5,000人以上の犠牲者を出す大災害となりました。日本はこの際、国際緊急援助隊の派遣、物資・資金の供与などの援助を行いました。

このような事情から、アルメニアにおいては地震防災に対する関心が高く、日本はこれまでも地滑り対策などの技術協力を行ってきました。2010年8月から新たに開始された本プロジェクトは、災害予防、応急対応、復旧・復興という3つの段階を視野に入れ、全人口の約3分の1が集中するアルメニアの首都エレバン市の地震防災計画を作成しようというものです。具体的には、①エレバン市で大地震が発生した場合の建物や人的被害のシミュレーションを行い、地震災害のシナリオの作成、②短時間で災害情報を伝達できる即時震度分布表示システムの導入、③防災計画・避難計画の作成、④地震発生時に災害対応を行う非常事態救助庁が、地震災害後により早く機能するための業務継続計画の作成などを実施しました。

日本・アルメニアの防災協力は、2012年6月のサルグシャン・アルメニア大統領訪日に際して発表された共同声明においても、今後の両国関係発展の一つの柱として言及されています。



アルメニア地震研究所に対して、トレンチ(溝)調査のセミナーを実施する日本人専門家(写真: JICA)

(6) 国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体を脅かすものとなっています。薬物や銃器の不正な取引、不法な移民、女性や子どもの人身取引、現金の密輸出入、通貨の偽造および資金洗浄(マネーロンダリング)*などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。また、2001年9月の米国同時多発テロ事件から10年目に当たる2011年には、5月に国際テロ組織「アル・カーイダ」の指導者であったウサマ・ビン・ラー

ディンが死亡しましたが、アル・カーイダのテロ手法の影響を受けた関連組織による過激な暴力活動が新たな脅威となっています。

国境を越える国際組織犯罪、海賊行為やテロ行為に効果的に対処するには、1か国だけの努力では限りがあります。そのため各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

< 日本の取組 >

● 薬物対策

日本は国連麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物犯罪事務所(UNODC)^{〔注43〕}の国連薬物統制計画(UNDCP)^{〔注44〕}基金への拠出などを行い、アジア諸国を中心に開発途上国を支援しています。2011年度には、約126万ドルのUNDCP基金への拠出を活用して、ミャンマーにおける「けし(麻薬の一種であるアヘンの材料になる植物)」の不正栽培を監視し、モニタリングを行う事業、東南アジア地域等

における合成薬物のモニタリングに関する事業などを実施しました。また、2012年3月には、UNDCP基金と犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)^{〔注45〕}に、アフガニスタンとその周辺諸国の薬物対策と国境管理支援のため、1,360万ドルの拠出を行いました。また、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)を通じて、薬物犯罪者処遇についての研修を実施しました。



ナンガルハール県シエワ郡で麻薬の材料となるポピーの畑を取り締まるアフガニスタン警察 (写真: サイド・ジャン・サバウーン/JICA)

注43 国連薬物犯罪事務所 UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime

注44 国連薬物統制計画 UNDCP: United Nations International Drug Control Programme

注45 犯罪防止刑事司法基金 CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund

● 人身取引対策

日本は、2011年度には、UNODCのCPCJF(前項「薬物対策」参照)に、人身取引対策プロジェクトのため、約4万1,000ドルを拠出しました。さらに2011年8月には、日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金を通じて、国際移住機関(IOM)^(注46)等が実施する「インドネシアにおける人身取引被害者の保護と能力強化」事業に対し、約236万ドルの支援を決定しました。

人身取引対策については、被害者の緩和ケア(芸術療法等を通じた心理ケア)および社会復帰のための支援に重点的に取り組んでいます。これまでにCPCJFへ拠出することで、タイのパタヤにおける人身取引対

策プロジェクト(人身取引および性的搾取からの子どもの保護)や、フィリピンの人身取引に関する捜査実務手続きの基準を促進するための警察支援を実施しました。今後も東南アジアを中心に支援を行っていくことを検討しています。また、日本で保護された人身取引被害者については、IOMを通じて被害者の安全な帰国と本国での社会復帰を支援しています。さらに日本は、不法移民・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への支援も行っています。また、UNAFEIを通じて、人身取引対策についての研修を実施しました。

● テロ対策

国際社会は、テロリストにテロの手段や安住の地を与えないようにし、テロに対する弱点を克服するように努めなければなりません。日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に、テロ対策等治安無償資金協力が創設された2006年以降、日本は開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。

日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとってとりわけ重要であり、より一層力を入れて支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空の保安、港湾・海上の保安、税関での協力、輸出の管理、法執行のため

の協力、テロ資金対策(テロリストやテロ組織への資金の流れを断つための対策)、テロ防止に関連する諸条約の締結を促進するなど各分野において、機材の供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修員の受入れなどを実施しています。

たとえば、2011年12月には中央アジア諸国からテロ対策の関係者を招き、テロ防止関連条約の理解を深め、条約の締結を促進することを目的としたセミナーを開催しました。さらに、日本は2011年度にUNODCテロ防止部へ約4万1,000ドルの拠出を行い、インドネシアを中心としたASEAN諸国に対しテロ対策法整備のための支援を実施しました。

ヨルダン

空港治安対策強化計画 テロ対策等治安無償(2009年8月~実施中)

ヨルダンは、周りをイラク、イスラエル、パレスチナ、シリア、サウジアラビアに囲まれ、周辺諸国の情勢に影響を受けやすい状況にあります。現在、ヨルダンは、中東諸国において比較的治安が安定していますが、過去には、周辺諸国から不法に武器が持ち込まれ、ヨルダン国内でテロが発生したとされる事件も起こっています。また、ヨルダンでは観光業が主な産業の一つですが、観光業の発展のためには治安の維持が欠かせません。ヨルダンの玄関口である首都アンマンの国際空港は、旅客数は年間約540万人、貨物量は年間8.3万トン(いずれも2010年実績)を誇る中東諸国の拠点(ハブ)空港です。これまで、保安機材の不足から、空港区域に入る旅客および貨物に対する検査が、目視検査とランダムな開梱検査に頼らざるを得ない状況でした。また、貨物検査に長い時間がかかっていたため、円滑な物流を阻害していました。このような状況を解決するため、日本は無償資金協力によりX線検査装置や爆発物検査装置等の機材を整備することを決定しました。最も有効な治安対策の一つは「水際で防ぐこと」ですが、日本の支援により、同空港の保安体制が強化され、テロ行為を未然に防ぐとともに、これまで平均2時間かかっていたコンテナの検査が数分に短縮されることで、物流の促進にも貢献しています。(2012年12月時点)



X線検査装置を建設(写真: JICA)

注46 国際移住機関 IOM: International Organization for Migration

● 腐敗対策

腐敗対策については、CPCJFへ拠出することで、これまでにベトナムやラオスにおける腐敗防止対策セミナーの開催を支援し、日本のODAの受取国でもあるこれら諸国において腐敗対策の取組を強化することに貢献しました。2011年度もセミナー開催のため、約4万1,000ドルを拠出しており、今後は、ラオス、カンボジアにおいて同様のセミナーを実施することになっています。

● 海賊行為への対策

日本は、エネルギーや食料資源の輸入、また、貿易の多くを海上輸送に依存している海洋国家です。テロ・海賊対策といった、海上の船の航行を安全に保つための対策は、日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題です。加えて、海上の安全は、地域の経済発展を図る上でも極めて重要なものです。

近年、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾では、海賊事案が多発しています。国際社会全体による取組は一定の成果を上げ、乗っ取り率は低下する傾向にあるものの、海賊による攻撃の発生件数は年間237件(2011年)に達するなど依然として高い水準にあります。発生海域もソマリア沖・アデン湾からインド洋西部全体に拡大し、船の航行の安全にとって大きな脅威となっています。

こうした脅威に対し、日本は2009年6月に成立した「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」(海賊対処法)に基づき、海上自衛隊の護衛艦2隻およびP-3C哨戒機^{しょうかいき}2機をソマリア沖・アデン湾に派遣し、海賊対処行動を実施しています。また、海賊行為があった場合の逮捕、取調べ等の司法警察活動を行うため、日本の海上保安官が護衛艦に同乗しています。

ソマリア海賊の問題を解決するには、こうした海上で

また、UNAFEIを通じて、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、様々な研修・セミナーを実施しました。これらの研修・セミナーは、「証人・内部通報者の保護及び協力の確保」、「腐敗予防」など国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点をテーマとしており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

の護衛活動に加え、沿岸国の海上取締り能力の向上や、海賊活動拡大の背景にあるソマリア情勢の安定化に向けた多層的な取組が必要です。これらの取組の一環として日本は、国際海事機関(IMO)^{注47}が推進しているジブチ行動指針(ソマリアとその周辺国の海上保安能力を強化するための地域枠組み)の実施のためにIMOに1,460万ドルを拠出し、IMOはこれを元に信託基金を創設しました。この基金により、イエメン、ケニアおよびタンザニアの海賊対策のための情報共有センターの整備・運営支援を行うとともに、ジブチに訓練センターを設立中です。現在IMOにより、ソマリア周辺国の海上保安能力を向上させるための訓練プログラムが実施されています。

また、日本はソマリアおよびその周辺国における、海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金に対し累計350万ドルを拠出し、海賊の再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、ソマリアにおいて和平が実現するように2007年以降、ソマリア国内の治安の強化、および人道支援・インフラ整備のために約2億2,910万ドルの支援も実施しました。

* 用語解説

資金洗浄(マネーロンダリング)

犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。例)麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。

注47 国際海事機関 IMO: International Maritime Organization 2012年1月1日より、IMO事務局長に関水康司前IMO海上安全部長が就任した